

○川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成7年3月16日
条例第14号

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第33条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、第7条に規定する計画に含めるものとする。

○川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成7年6月30日
規則第33号

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第27条 条例第33条第1項の規定に基づき市長が処理する一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 木くず(建設業に係るもののうち、工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。)
- (2) 繊維くず
- (3) と畜場でとさつ又は解体された獣畜の固形状の不要物(と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第1に掲げるものに限る。)

(平成13規則84・平成15規則57・平成15規則70・一部改正)